第一条の二第三項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

法第六十一条の四第二項	、法人	、法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）
	法人税法	同法

第一条の二第三項の表法第六十八条の六十六第一項の項を次のように改める。

法第六十八条の六十六第二項	又は第三号に掲げる法人	若しくは第三号に掲げる法人又は同法第四条の七に規定する受託法人

第一条の二第三項の表第二十七条の四第十項及び第二十八条の九第十二項の項中「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十三項」に改め、同表第二十八条の九第十五項第一号の項中「第二十八条の九第十五項第一号」を「第二十八条の九第十六項第一号」に、「が千万円超」を「が千万円を超え」に、「五千万円超である」を「五千万円を超える」に改め、同表第二十八条の九第十八項第一号の項中「第二十八条の九第十八項第一号」の下に「及び第二十項第一号」を加え、「五千万円超」を「五千万円を超え」に、「一億円超である」を「一億円を超える」に改め、同表第三十九条の五十六第五項第一号及び第六項第一号の項中「第三十九条の五十六第五項第一号及び第六項第一号」を「第三十九条の五十六第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号」に改める。

第一条の四第三項第一号中「株主」を「同条第十四号に規定する株主等」に改める。

第二条中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第三号中「受益権」の下に「（当該証券投資信託の受託者が投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第一項第二号に規定する重大な約款の変更等に反対した受益者からの同法第十八条第一項の規定による請求により買い取つた受益権を除く。）」を加え、同条第八号中「交換」の下に「（当該信託財産に属する株式のうちに、その株式の発行法人から支払がされる所得税法第二十四条第一項に規定する配当等を受ける権利その他の株主の権利に係る基準日がその交換の日であるもの（以下この号において「権利落ち株式」という。）がある場合には、当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交付を含む。次号において同じ。）」を加える。

第二条の五第二項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第二条の七第三項中「第二条の二十一第一項の規定による申告書の提出があつた日から同条第四項の規定による申告書の提出があつた日の前日までの期間（次条第二号において「国外勤務期間」という。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条の二十一第一項の規定による申告書の提出があつた場合　当該申告書の提出があつた日から同条第四項の規定による申告書の提出があつた日の前日までの期間（次条第二号において「国外勤務期間」という。）

二　第二条の二十一の二第一項の規定による申告書の提出があつた場合　同項に規定する育児休業等の開始の日から同条第二項に規定する再開日の前日までの期間（次条第二号において「育児休業等期間」という。）

第二条の八第二号中「国外勤務期間内」の下に「若しくは育児休業等期間内」を加える。

第二条の十三第一号中「第二条の二十一第一項」の下に「又は第二条の二十一の二第一項」を加える。

第二条の二十一の次に次の一条を加える。

（育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等）

第二条の二十一の二　財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、育児休業等（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業並びに同法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等及び裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する育児休業をいう。以下この条において同じ。）をすることとなつた場合において、当該申告書に係る金融機関の営業所等において預入等をする当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄（その預入等に際して第二条の七第一項の規定による記載をした財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出している場合の同項に規定する特定財産形成住宅貯蓄契約に係るものに限る。）につき、引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとするときは、その者は、その育児休業等の開始の日までに、その旨、その育児休業等の期間その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下第二条の二十六までにおいて「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」という。）を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載した勤務先（財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は第二条の二十第一項の規定による申告書を提出している場合には、これらの申告書に記載した異動後の勤務先。以下この項において「休業前勤務先」という。）（当該休業前勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該休業前勤務先及び当該委託に係る事務代行先。第三項において「休業前勤務先等」という。）及び現に当該財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、前項の育児休業等の終了の日後最初に同項の財産形成住宅貯蓄に係る勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく第二条の十三第一号に規定する金銭等の払込みをすべき日（以下この項において「再開日」という。）に、当該金銭等の払込みをしなかつた場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払われる当該個人（当該再開日の前日までに第二条の十二第一項に規定する不適格事由が生じた者を除く。）が提出した前項の財産形成非課税住宅貯蓄申告書に係る金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄に係る利子、収益の分配又は法第四条の二第一項第四号に規定する差益については、同項の規定は、適用しない。

3　育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、その提出後、当該育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書に記載した育児休業等の期間を変更する場合には、当該変更前の育児休業等の期間の終了の日（同日が当該変更後の育児休業等の期間の終了の日後となる場合にあつては、同日）までに、その旨、その変更後の育児休業等の期間その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下第二条の二十六までにおいて「育児休業等期間変更申告書」という。）を、休業前勤務先等及び現に第一項の財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書又は育児休業等期間変更申告書が第一項又は前項の金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

第二条の二十四第三項中「若しくは海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を「、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書若しくは育児休業等期間変更申告書」に改める。

第二条の二十五第四項中「若しくは」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書若しくは」に改め、同条第六項第一号中「又は」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書又は」に改める。

第二条の二十六中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改める。

第二条の二十七中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。